

# ひょうごSDGs ワークーション・スタート推進事業の企画・運営等 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

ひょうごSDGs ワークーション・スタート推進事業の企画・運営等業務委託

## 2 業務目的

若い世代に訴求する多様な働き方の実現や、SDGsに資する取組のPRによる企業価値の向上等を通じ、継続的な交流人口の増加等を図るため、ひょうごフィールドパビリオンのSDGs体験型地域プログラム等の要素を取り入れた「ひょうごSDGs ワークーション・プログラム（以下、プログラムという。）」を造成し、企業や団体等へのプログラムの導入を促すことで、企業や団体が活用しやすいワークーションを推進する。

## 3 事業期間

契約締結日～令和7年3月31日

## 4 業務内容

受託者は、上記目的を達成するために次の業務を行う。また、事業全体のコンセプト、契約から事業終了までの全体スケジュール及び（1）～（2）ごとの業務スケジュール、その他高い効果が見込まれる具体的な提案を示すこと。

### （1）ひょうごSDGs ワークーション・プログラムの造成（地域調査と情報収集含む）

プログラム造成を希望する地域の強み・弱み分析やターゲット設定等を行い、企業のニーズに合った訴求力のあるプログラムを合計2件以上造成する。造成にあたっては、市町や民間企業、団体との連携を必須とし、その他の留意点は以下のとおりとする。

- ・プログラム造成前に地域調査を実施し、市町や企業のワークーションにかかる既存の取組や地域資源、SDGsや地域課題に関心のある企業のニーズ把握（掘り起こし）等の情報収集を行う。
- ・実施地域については、特定の市町や地域に偏ることがないようにすること。
- ・関西圏や首都圏の企業や個人等をワークーション誘致のターゲットとし、各プログラムは1泊以上の宿泊を伴うものとする。
- ・各地域の生業や地域資源などSDGsへの貢献要素または地域課題解決につながる要素を取り入れること。
- ・異業種間交流により企業課題と地域課題の両者の解決につながる要素も取り入れること（例えば、戦略的な広報手段や人材育成方法など）。
- ・地域特性等を踏まえ、当該地域ならではの独自性のある内容とし、当該地域以外で行われるものと可能な限り差別化を図ること。
- ・プログラム造成にあたり、地域のステークホルダーも参加するワークショップ等を行い、地域と一緒にプログラムを考える機会を設けること。

- ・受入側の負担にも配慮した内容とすること。
- ・参加者が興味・関心に応じて選択できるよう複数の内容を用意するなど工夫すること。
- ・住民や地域ビジネスで活躍する地元人材との交流の機会を設け、参加者が地域の魅力や課題について理解を深め、本県への再訪や継続的な関わり等が期待できる内容とすること。
- ・プログラム造成後は、地元事業者間の連携や受入体制の強化など、市町や事業者が自走に向けた体制づくりができるように工夫を施すこと。
- ・各プログラムには、ひょうごフィールドパビリオンのSDGs体験型地域プログラム等の要素を1つ以上組み入れること。
- ・その他、ワーケーション推進の趣旨に資するよう考慮し、実施すること。

(参考)プログラムへの取り込みが想定されるひょうごフィールドパビリオンの一例

- ・森林ウォーキングやE-BIKEの乗車体験（宍粟市・多可町）
- ・コウノトリを育む農法による観光創造型農業の体験（豊岡市）
- ・里山の暮らしを通じた自然との共存や、地域の生業の体験（丹波篠山市）等

## (2) テストマーケティングの実施

ワーケーション導入企業の増加に向けた検証を行うため、上記（1）で造成したプログラムについて、下記条件によりテストマーケティングの企画立案、実施及び付随する一切の業務を行う。

- ・実施時期、対象者等については別途県と協議した上で実施すること。
- ・各プログラムの参加者は2社以上、5人程度とし、複数の業種から参加してもらうように配慮すること。
- ・テストマーケティング期間中に参加企業同士の人的交流を図ることができる内容を用意すること。
- ・参加者募集にあたっては、受託者が有するネットワークや各種広報媒体を活用して幅広い露出を図ること。参加企業の所在地は関西圏と首都圏を想定する。
- ・参加者は原則、リモートワーク環境が整っている企業の社員等を選定し、可能な限り意思決定に影響を与えることのできる経営者・管理職クラスの参加に努めること。
- ・期間中に参加者がリモートワークできるようにワークスペースの設定をすること。ワークスペースについては県及び市町から情報提供を行う。
- ・参加者に対しては、①テストマーケティング期間中に実際にリモートワークを行うこと、②詳細な行動記録をとること、③SNS等によるワーケーション実施の様子の発信、④参加レポートの提出等を参加要件とするなど、本県でのワーケーションのPRに資する取り組みを参加条件とすること（詳細は、契約時に協議の上、決定する。）。
- ・参加者募集の広報活動に対する企業等の反応や参加者へのアンケート調査、レポート等を踏まえプログラムの効果検証を行うこと。

- ・受託者は各テストマーケティング実施後、速やかに事業の成果をまとめた報告書を委託者へ提出すること。また、開催の様子については、記録写真を撮影し、あわせてデータにて納品すること。県移住メディアサイトや県公式インスタグラム等で、実施の様子を発信するための記事内容の作成を行うこと。また、納品物がプレス向け資料に使用できるような形に工夫すること。
- ・参加者自身の居住地からテストマーケティング実施地域までの往復交通費は2万円を上限として参加者に支給し、宿泊費や期間中の移動費、現地体験費と合わせて本委託費用に含めることができる。テストマーケティング行程以外の飲食及び個人的消費、参加者家族等同伴者にかかる全ての費用については、参加者自身が負担するものとする。また、金品、賞金、景品、記念品の提供は不可とし、施設の改修・整備も不可とする。
- ・本事業において、旅行業法に基づく登録事業者でなければ行うことができない業務を実施する際は、自らが登録事業者である場合を除き、他の登録事業者と連携することなどにより適正に業務を実施し、本委託事業の全部を確実に遂行すること。

## 5 業務実施上の留意点

### (1) 実施体制

- ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- ウ 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し、すべての責任を負うものとする。

### (2) 秘密保持等

- ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は兵庫県個人情報保護条例及び兵庫県情報セキュリティ対策指針に十分留意しなければならない。
- イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

### (3) 著作権等

- ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた

上で納入すること。

(4) その他

ア 委託契約締結後、遅滞なく業務計画書を作成し、業務開始までに県に提出すること。内容は以下のとおりとし、変更が生じた場合は、随時、変更業務計画書を提出すること。

(ア) 業務の名称

(イ) 業務の場所

(ウ) 業務工程

(エ) 業務内容

(オ) 実施及び連絡体制

イ 受注者は、本業務の進捗状況及び今後の実施見込みや、県の求める内容について報告を行うこと。

ウ 委託業務終了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。

エ やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となった場合は、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

オ 本仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議すること。

カ 本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと県が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受注者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部または全部を返還させる場合がある。

キ 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

ク 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。

ケ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。